

第六十六号議案

東京都福祉住宅条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年二月二十日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都福祉住宅条例の一部を改正する条例

東京都福祉住宅条例（昭和三十五年東京都条例第三十八号）の一部を次のように改正する。  
第五条第二項第八号口中「第十条第一項」の下に「又は第十条の二」を加える。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（提案理由）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（令和五年法律第三十号）の施行に伴い、規定を整備する必要がある。